

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○ 三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令 教育総務課 1頁

訓 令

教委訓第15号

局 内 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年10月29日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会処務規程（平成14年三重県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「常に職員を文書の処理及び作成に習熟させ」を「文書事務の責任者として」に、「促進」を「推進」に改め、同条に次の1項を加える。

2 課長等は、職員に対し、文書及び電子文書に係る事務を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるために必要な研修を行い、又は県の機関その他の機関が実施する文書に関する研修を積極的に職員に受講させなければならない。

第9条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指名する者は、原則として副課長の職（地域機関等にあつては、これに相当する職）にある者とする。

第9条第3項第3号中「改善」の次に「並びに研修」を加え、同項第5号中「に基づく公文書の開示事務の指導及び調整」を「第12条の規定による決定に係る起案文書の審査」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 課長等は、前項前段の規定による指名をしたときは、速やかに教育総務課長に報告するものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

（職員）

第9条の2 職員は、この訓令及び文書に関する法令の規定並びに課長等及び文書主任の指示に従い、文書事務を適正に処理しなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（起案文書の廃止等）

第24条の2 起案者は、回議中の起案文書を廃止したときは、その旨を中間回議者に通知するものとする。

2 起案者は、回議中の起案文書の内容に重要な変更があったときは、その旨を中間回議者に通知し、及び当該起案文書を再度回議するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の第24条の2の規定は、この訓令の施行の日において回議中の起案文書に適用する。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社